

当院における院内感染対策に関する取り組み事項

(施設基準 感染対策向上加算 3 (連携強化加算) 取得医療機関)

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院は、施設基準に求められる院内感染対策に職員全員で取り組み、院内に関わるすべての人を守るために標準予防策の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、病院内外の感染情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制をとっています。院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的に取り組んでいます。

2. 院内感染対策の組織体制に関する事項

- 1) 病院長、各所属長で構成された、対策方針を決定する「院内感染防止対策委員会」を設置し、委員会は月 1 回、必要時には随時開催します。
- 2) 実働組織として感染制御チーム (ICT) を設置し、活動を行っています。

主な活動内容

- ・週 1 回のラウンドを行い、指導や感染問題に迅速に対応しています。
- ・院内における感染症発生防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視、耐性菌監視抗生剤使用量のモニタリングと適正使用の推進等
- ・院内感染防止対策マニュアルの作成・改定
- ・感染防止対策地域連携施設との会議と感染防止対策のための取り組み検討等。

3. 院内感染防止対策に関する事項

年 2 回以上の全職員対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

各部署からの感染症発生報告/週報提出と、随時に感染症患者及び職員の発生時の ICT への報告体制がとられており、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

インフルエンザ等の感染症の流行が見られる場合には、ポスター掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。当院における院内感染防止対策に関する取り組み事項は院内に掲示し、また、院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染防止対策推進に努めます。

7. その他

病院職員は自らが院内感染源とならないため、定期健診を年 1 回以上実施し、インフルエンザ等の予防接種に努め健康管理に留意します。また院内感染防止のため、職員は「院内感染対策マニュアル」を遵守します。